



①

②

③

④

TOPICS 04 住民税の申告が必要です

令和5年中の収入が0円の方、障害年金、遺族年金、雇用保険の給付金等を受け取っている方は住民税の申告が必要です。住民税の申告は、福祉年金・児童手当等の給付や、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・保育園・私立高等学校授業料等の算定や軽減に必要な資料とともになることや、未申告の場合は所得証明書や非課税証明書等の発行が受けられませんので必ず申告をお願いします。

問い合わせ
税務町民課 ☎ 内線251

TOPICS 05 固定資産税の賦課期日は1月1日です。令和5年中に保存登記されている家屋（建物）の全部または一部を取り壊された方は、登記所（法務局西湘二宮支局内）へ家屋（建物）の滅失登記をしてください。

固定資産税の賦課期日は1月1日です。令和5年中に保存登記されている家屋（建物）の全部または一部を取り壊された方は、登記所（法務局西湘二宮支局内）へ家屋（建物）の滅失登記をしてください。また、保存登記されない場合は、税務町民課へ取

TOPICS 04 り壊しの届け出をしてください。

問い合わせ
【健康長寿課】
・確定申告、町県民税申告について
・税務町民課
☎ 内線251

問い合わせ
【税務町民課】
・確定申告、町県民税申告について
・健康長寿課
・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料について
☎ 内線222

TOPICS 05 町へ届け出を

問い合わせ
【健康長寿課】
・法務局西湘二宮支局
☎ 0463・70・1102

TOPICS 06 保険税（料）納付額確認書の交付について

令和5年1月1日～12月31日までに保険税（料）を納付された方に「保険税（料）納付額確認書」を交付します。

交付場所
◇必要書類
申請者の本人確認ができるもの（同一世帯員以外の方が来店する場合は委任状が必要です）

健康長寿課窓口

口問い合わせ 健康長寿課
☎ 内線222

「障害者控除対象高齢者認定書」を交付します

65歳以上で要介護認定を受けている高齢者の方は、身体障害者手帳などを持っていないても町が「障害者（または特別障害者）に準ずる者」として認定することにより、個人所得税および住民税の申告において、障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。認定書発行手数料は無料です。詳しくはお問い合わせください。

認定方法	町が保管する要介護認定関係資料の内容を確認し、要介護認定基準（条件）に該当する方を「障害者控除対象高齢者」として認定します。
認定基準日	令和5年12月31日 (対象者が12月31日以前に亡くなっている場合は、生前の直近の状況で認定)
受付期間	令和6年1月15日（月）～令和6年3月11日（月）
申請できる方	ご本人、ご本人と税法上の扶養・被扶養の関係にある方
申請方法	役場健康長寿課窓口において障害者控除対象高齢者認定申請書に、必要事項をご記入・押印のうえ、健康長寿課へご提出ください。

◇認定の方法 町が保管する要介護認定関係資料の内容を確認し、下の表に記載する認定基準（条件）に該当する方を「障害者控除対象高齢者」として認定します。

認定基準（条件）		認定の区分
要介護状態	日常生活自立度ランク	
要介護1・2・3	寝たきり度ランクがA(※1)以上であり、かつ認知症度ランクがⅢ(※2)以上である	障害者に準ずる者
要介護4・5	寝たきり度ランクがB(※3)以上であり、かつ認知症度ランクがⅣ(※4)以上である 寝たきり度ランクがA(※1)以上であり、かつ認知症度ランクがⅢ(※2)以上である	特別障害者に準ずる者 障害者に準ずる者

※ 認定基準に該当しない方は、要介護認定をお持ちでも認定されない場合があります。

(※1) 準寝たきり度ランクA：屋内の生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない。

(※2) 認知症度ランクⅢ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。

(※3) 寝たきり度ランクB：屋内の生活はどちらかの介助を要し、日中もベッド上の生活が主体であるが、座位を保つことが可能。

(※4) 認知症度ランクがⅣ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。